

第6回 宜野湾市子ども・子育て会議

日時：平成27年2月10日（火）13：30～16：00
場所：宜野湾市役所本庁3階 第3常任委員会室

| | | |
|---------------|--------------------|--|
| 出席者 (敬称省略) | 参加委員 | 神里 博武 会長 かみざと社会福祉研究所主宰 山内 優子 (欠) 副会長 沖縄大学子ども文化学科非常勤講師 佐喜眞 祐子 委員 宜野湾市認可保育園長会代表 仲村 健一 委員 宜野湾市私立保育連絡協議会代表 谷成 悟 委員 沖縄県私立幼稚園連合会代表 谷畑 誠 委員 宜野湾市学童クラブ連絡協議会事務局長 我如古 千裕 (欠) 委員 保育園保護者会代表 島村 エミリ 委員 手をつなぐ親の会代表 知念 春美 委員 はごろも学習センター所長 石川 正信 委員 宜野湾市教育委員会指導部部長 國吉 秀子 委員 宜野湾市福祉推進部部長 根路銘みさと (欠) 委員 公募市民 新城 嘉隆 委員 宜野湾市自治会長会代表 福里 清孝 (欠) 委員 宜野湾市商工会会長 大瀆 安典 (欠) 委員 日本労働組合総連合会沖縄連合会中部地域協議会事務局長 |
| | 事務局 | (福祉推進部福祉担当次長) : 桃原忍子 (福祉推進部保育課) : 嘉手納貴子、新垣育子、平田繁也、 担当課等 山川真司、仲宗根綾子 志村賢太郎、安次富弘明 (教育委員会指導課) : 國吉陽子 |
| | ワーキング (榑都市科学政策研究所) | : 成田、山城、竿臺 |

議事概要

- 議題 1. 宜野湾市子ども子育て支援事業計画（素案）の検討について
2. その他

資料説明後 質疑応答

1. 宜野湾市子ども子育て支援事業計画（素案）の検討について

- A 委員：「第1章 計画の策定にあたって」（p1）から順に確認していきたい。何か意見や気になる点はあるか。
- J 委員：「（2）計画の位置づけ」（p3）の宜野湾市教育振興基本計画は現在、策定中となっており、平成27年度中にはまとめる予定である。
- C 委員：計画素案内の用語の定義について確認したい。“幼児期”と“乳幼児期”をどのように使い分けているのか。例えば、「子ども・子育て支援新制度が目指すもの」（p2の）には「“幼児期”の学校教育・保育～」とある。
- 事務局：“乳幼児期”は母親の出産期から概ね0～5歳児を指している。“幼児期”は、教育・保育等を必要とする時期という意味で捉えており、国においてもこのような表現を使用している。
- ワーキング：補足したい。「“幼児期”の学校教育・保育」の“幼児期”という言葉は、学校教育にかかっており、幼稚園での学校教育を指していると捉えている。
- A 委員：国では以前、“教育・保育”という表現をしていた。新制度では“学校教育・保育”という表現を使用している。おそらく、3歳児以上は幼稚園での教育対象という意味で使用していると思われる。

- A 委員：「③地域の子ども・子育て支援の充実」（p2）の中の「一時的な預かり保育」は「一時預かり」、「学童保育」は「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」と、他の頁と文言を統一した方がよろしいのではないかと。
- C 委員：「（1）目標別、次世代育成支援行動計画（後期）の点検・評価」（p53）で、認可保育所（園）の入所児童数は平成26年4月時点の人数（2,535人）が記載されているが、他の頁と合わせて、同年5月の新しい数値（2,602人）を使用した方がよろしいのではないかと。
- 事務局：修正したい。
- A 委員：続いて、「第3章 計画の基本的な考え方（総論）」（p61）について、ご意見を頂きたい。
- C 委員：「基本理念」（p61）で“都市”を平仮名表記の“まち”へ変更している。どのような意図があるのだろうか。
- 事務局：当初は宜野湾市総合計画に基づき“都市”と書いて「まち」と読ませていた。計画策定においては、平仮名表記の“まち”というやわらかい表現を使うことも多く、今回は“まち”という表現を使用したいと考えている。
- C 委員：基本目標「1. 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供」（p63）の中で、「質的改善」という表現はあるが「向上」という言葉が入っていない。もちろん、「改善」という言葉が入っていても良いが、それだけではなく「向上」も加えて頂きたい。
- 事務局：「質の向上」という表現にしたい。
- A 委員：「第4章 子ども・子育て支援施策の展開（各論）」（p65）の質疑に入りたい。まず、「1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供」（p65～73）について何かあるか。
- C 委員：「1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供」（p65～73）に関しても、「質の向上」という言葉を意識して使用して頂きたい。
- A 委員：「③認定こども園への移行促進等」（p66）に「幼保連携型認定こども園への移行についても検討を行います。」とある。公立の認定こども園については、“検討”という方向性なのか。もう少し踏み込んだ書き方は考えていないのか。
- 事務局：公立施設については計画の中での具体的な内容が見えてこない部分もあるが、幼保連携型認定こども園として質の高い学校教育・保育を推進していきたいと考えているので、「検討を行います」という書き方になっている。
- C 委員：「★（黒星）」は必須記載事項関連、「☆（白星）」は任意記載事項関連とあるが、どちらも表記されていない施策はどのような位置づけなのか。
- 事務局：国が示す基本指針を踏まえて星印の必須・任意記載事項の施策を位置づけている。それ以外に関しても宜野湾市として重要と捉えている施策となっている。
- M 委員：「⑤地域子育て支援拠点事業の充実」（p69）がある。公民館で子育てサロンを実施をしているが、主管課の保育課がとあまり連携をしているという状況はない。現在は月1回午前中に実施しているが、充実ということで回数を増やすことは出来ないのか。
- 事務局：地域子育て支援拠点事業は保育課が主管課となって、市内8か所の子育て支援センターで実施している事業である。また、社会福祉協議会が実施している子育てサロンとも連携し、公民館に出向いての事業を進めている。この施策では、主に子育て支援センターの充実に関する内容を記載している。

M 委員：子育てサロンは、民生委員が中心となりボランティアで行っている。母親同士の情報交換をメインとしているが、参加者が少なく周知が弱いのではないかと感じている。もう少し保護者への情報提供をして欲しい。

もう一点、「長時間の延長保育」(p 68)とあるが、時間帯を教えて欲しい。

事務局：夜間保育は 22 時開始の 11 時間保育がメインであり、24 時間利用できる保育所では預ける時間の前後に延長保育を取る形で 24 時間対応している。宜野湾市で 0 時まで利用できる保育所では、夜間保育ではなく長時間延長として対応している。

A 委員：夜間保育を実施しているのは県内では 3 市か。

事務局：那覇市、沖縄市、名護市となっている。今後、女性の働き方の多様化等に伴いライフスタイルに合わせた保育を行えたらと考えている。一方で夜間は保護者が子育てをすべきであり、安易に預けてしまうのはどうかとの考え方もある。看護師等、夜間に働く方もいるので、保護者の終了状況を確認した上で夜間保育を行えば安易な利用等には繋がらないのではないかと捉えている。宜野湾市においても夜間保育について検討していきたい。

C 委員：両親が揃っていたり祖父母がいる場合は、夜間保育の必要性が低いと思われる。ひとり親家庭への支援や要保護児童対策として夜間保育も対応できるのではないか。そういった意味で児童家庭課や福祉関係の課との連携がみえてこないのが気になる。児童相談所での母子の預かりなどが市の計画では手薄になっていると感じている。障がい児や発達が気になるお子さんのための療育施設等の整備についても、位置づけられないか。

K 委員：「⑨子育て短期支援事業の実施」(p 70)に、母子生活支援施設の施設整備と併せて、ショートステイとトワイライトステイの事業形態についても検討をするとある。この部分で検討するという意味ではないか。

事務局：ショートステイ事業が母子寮的な役割を担う。

K 委員：例えば、賃貸といった母子寮の在り方もあるし、或いは施設建設という流れもある。どちらにするかは担当部署と詰めているところである。項目として入れているので、この施策の中で検討していきたいと考えている。

C 委員：児童発達支援に関しては、どの施策で受け止めているのか。

事務局：『③「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の推進』(p 75)の中で、市内における事業所を増やしていくという施策で受け止めている。

C 委員：沖縄市の小児発達支援センターのようなレベルまで愛育園の事業を充実させることは難しいのか。この辺りも今後の検討に含まれているのか。一時預かりの保護者から、必要性があるとの声を耳にするので、是非、充実させて頂きたい。

事務局：施策では「(2)障がい児・発達面で気になる子への支援の充実」(p 75~77)で位置づけている。主に障がい福祉課が所管する内容のため、ご意見を頂いた点について確認したい。小児発達センターが近くにない場合、保護者にとっては保育を受けながらの療育についての希望もあると思われる。今後、巡回保育事業として臨床心理士が巡回する中でニーズが出てくるかと思うわれる。今後の課題として検討したい。

A 委員：他に何かあるか。「放課後子ども総合プラン」(p 73)について位置づけがあるが、宜野湾市としてはどのような方向性なのか。

事務局：児童健全育成の観点になるが、小学一年生の壁を打破するために、家庭にいるお子さんと就労家庭にいるお子さんに対して一体的に学習の場や活動の場を提供していく必要があると考えている。それを学校等の余裕教室を利用して、一緒になって居場所づくりをしていく必要があるということで、次世代育成事業を継承していく。本来であれば行動計画のなかにプランを位置づけていく必要があるが、子ども・子育て支援事業計画のなかでも位置づけても良いとする判断があったため、宜野湾市としては、後者を選んでいる。

事業計画に盛り込む必要がある内容は、放課後児童クラブと放課後子ども教室だが、厚労省と文科省がタイアップする事業となるため、それを一体的、又は連携して事業を進めていくといった方向性でp 72～73の施策を記載している。

A 委員：では、休憩を挟んでから次に進みたい。

—休憩—

A 委員：「2 健やかで切れ目のない子どもの成長支援」(p 74)について質疑をお願いしたい。

D 委員：「1 教育・保育や子育て支援の質の向上と安定的な提供」の中で、働きたい意思のある保育士の確保についての対策は盛り込まれているのか。

事務局：保育士の確保だけを柱とする施策は位置づけていないが、「①幼児期の学校教育・保育の総合的な推進」(p 65)の中で「幼稚園教諭や保育士等の育成確保、資質の向上」を考えている。

A 委員：人材確保が厳しい中で、県と連携して保育士等を確保していくことが求められている。

D 委員：働いている保育士や免許を持ちながらも働けていない保育士からすれば、賃金の低さだけでなく、責任の重さや働きづらさが出てくると思われる。もう少し重要視して頂きたい。

事務局：県の策定する事業計画等を確認した上で、宜野湾市として連携を図りながら何か出来ることはないか、検討していきたい。

A 委員：「2 健やかで切れ目のない子どもの成長支援」(p 65)についての意見等があればお願いしたい。

H 委員：『③「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」の推進』(p 75)において、愛育園が以前の場所に戻ったことでキャパ的にもかなり狭くなっている。また、発達支援が必要とされるグレーゾーンのお子さんが増えているので、発達支援センターの様にするのではなく、愛育園のような機能を持つ第2、3の事業所を増やす方向で対応できるのではないかと考えている。この辺りはどのように考えているのか。

事務局：支援を必要とするお子さんが保育所(園)から愛育園につながる場合がある。また、のびっこ親子教室から愛育園へ繋がるという場合もある。療育から保育に繋がる場合、集団保育に適合するには良いステップだと考えている。愛育園でもお預かりできる定員があるので、市としても新しく保健相談センターが出来た場合に療育的な部分を移していくということも検討している。今すぐの対応は難しいが、今後はニーズ等を勘案しながら関係各課と検討していきたい。

C 委員：「⑩認可保育所の地域活動事業の推進」(p 70)について、国の方では社会福祉法人の

在り方検討委員会があり、最近のまとめとして社会福祉法人に求められる4つのうちの1つとして地域への貢献事業活動というのがある。今、ここに書かれている以上のことが求められる可能性が大きくなっている。認可保育所だけではなく、社会福祉法人の法人格を持っている事業所全てに求められると思う。それを盛り込んでいった方が今は無いメニューも生きてくると考えるので検討をお願いしたい。

A 委員：続いて「3 子育てしやすい社会環境の整備」（p78）について何かあるか。

F 委員：学童クラブにはひとり親家庭への支援がないのではないかと。少なくとも児童センターで実施している放課後児童クラブへの優先的な入所を行う必要があるのではないかと。政策的に対応が難しいかもしれないが、検討して対応していくべきではないかと。宜野湾市の福祉に対する姿勢が評価される部分でもあるのではないかと。

事務局：保育所入所選考時については、ひとり親家庭は優先的な取扱いをして入れており、3つの公立児童クラブも保育所に準じてひとり親家庭は定数化した上で選考している。この点に関しては、「⑥保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施」（p81）の中に追加できると思う。ただ、民間についてはこちらから口出しが難しい。

C 委員：「(3) 仕事と家庭の両立支援の推進」（p82）があるが、宜野湾市内の事業所や企業に対して、従業員への子育て支援措置への助成金や表彰制度など、国の「くるみん」のような感じの宜野湾市版の事業はあるのか。

事務局：把握していないので確認したい。

C 委員：積極的に実施している事業所に何らかのメリットがあれば、特に就学前のお子さんをお持ちの保護者に対して少しでも良い影響があるのではないかと。現在も実施していると思うので、その現状把握と拡充ができることがあればお願いしたい。

事務局：市内のものは把握できていないが、本庁舎内の管轄分については確認できる。ただ、企業においては部署があるのでそちらで確認することになる。

C 委員：大きい企業ではなく 101 人未満で実施している企業について、取り組みの周知による PR や表彰などが産業まつり等のタイミングで出来れば良いと思う。

A 委員：他にあるか。よろしければ「第5章 子ども・子育て支援法に定める事業計画」（p85）に進むが、これは市全体のものか。

事務局：現在は市全体になっているが、後ほど提供区域毎にしていきたい。

C 委員：以前にも話をしたが、単に西側地区、東側地区だけではなく、行政区名や小学校名を表記した方が市民も分かりやすいと思う。中学校名の表記があるので就学児がいる保護者は分かると思うが、未就学児しかいない保護者には分かりにくいと思う。

A 委員：他にはいかがか。p98にある認可外保育施設の多くはどのように位置づけられているのか。

事務局：現在、認可外保育施設については量の見込みには含むことができない。ただ、認可化移行の運営費をもらっている事業所については確保方策に含めることができる。

A 委員：助成を受けられる施設を行政としてどのように働きかけて増やしていくのか。認可外保育施設は行政との関わりが薄くなってしまいう心配がある。

事務局：確保方策ではなく、施策の中で補助に関しては継続すると入れている。

C 委員：見込量と確保方策では、平成 29 年度までに待機児童がゼロになると見込んでいる。達成できるのかと考えた時に、認可保育所では正職員に対して市の助成金を頂いている

が、今一度、補助金について考えるべきではないか。給料については大分上がってきており、1年目でも年収200万円は望めるようになってきている。一方、県についても有資格者を確保しようと四苦八苦している。市内の保育園同士でも認可外保育施設を含めて有資格者の奪い合いになっているところもある。市内の各園の施設長等に対して、市から指導はできなくとも確認していかないといけないと思うし、もう一步踏み込んで、県でしかやっていないことを市から一言入れる必要があるのではないか。保育の質の向上につながると思うので、関連団体とも連携しながら、保育士の在り方の位置づけを考えていってはどうか。

幼稚園と保育所（園）の職員がお互い未就学児に携わる者として誇りを持ち、今まで以上にやっていくために、教育委員会や保育課とも連携をしていく必要があると感じている。それを保幼小の連携まで繋げていって頂きたい。お互いの仕事を理解し合う場もできるように一步踏み込んだ形にして頂きたい。

また、保育所（園）や幼稚園でも小学校に上がるための書類が増えてきているので、それが有効活用できるようにしっかりしていくべきだと感じている。今後は計画の中に保幼小の連携や地域への連携も入ってくる。待機児童解消も大切だが、保育士等の担い手の確保、資質向上も大切である。是非、平成29年4月にはこの数字を達成できるようにお願いしたい。

事務局：保育士の確保は近年の大きな課題となっている。県や国の施策においても潜在保育士の掘り起し、担い手の養成の両方から考えている。市としては県には無いような方策が見つければ、市独自の方策として地域と連携しながら質が低下しないような保育士の確保をして、保護者の視点に立った運営ができるよう、担当課としても考えていきたい。

A委員：一点教えて欲しい。「②幼稚園教育における本県の特殊事情への対応」（p94）の冒頭3行に、宜野湾市ではアメリカ式の教育の仕組みが導入されたとあるが、これは確かな根拠があって記述されているのかを確認したい。

事務局：新聞など様々な場面で一般的に言われているためこのような表現となっている。ここに記述する場合は文献出典を明記すべきなのか。

A委員：アメリカ教育制度の仕組みが導入されたものなのか、或いは当時の政府が行ったのかははっきりしていないのではないか。

事務局：保育協会が出した保育のあゆみ等にも記述があるが、表現方法を検討したい。

A委員：ここに記述するのであれば根拠も示すべきである。では、「第6章 計画の推進に向けて」（p109）に進みたい。計画の進行管理としては「中間年度である平成29年度中の見直しを検討し、継続的な改善を図る」とある。例えば、私立幼稚園に移行する幼稚園は1か所あるが、2か所が入るといふ際にはどうなるのか。

事務局：量の確保の中では私立幼稚園に移行する園もしない園も全てニーズとして計算しているので、特には量の見込みの見直しはしない。ただ、計画通りに推進していき、大きな改正等があれば中間見直しを検討したい。

A委員：では、全体的にでも良いので、質問し忘れた点などがあればお願いしたい。

E委員：素朴な質問だが、全国の市町村にこのような子ども・子育て会議が設けられたのは、新制度について議論することがひとつの大きな目的だと思っている。私の印象として

は、長い時間をかけて量の見込みについて議論している。いくら見込量を検討しても、現状のニーズとは変わってくると思われる。量の見込み以外に話し合っていくことはもっといっぱいあるはずなのに、新制度に関する宜野湾市の会議はこれで終わりなのか。

A 委員：この会議は計画を策定することが主な役割である。

E 委員：多分、議会に出す際に議員はもっと分からないと思う。そのためにこの会議が開かれているのに、ここで十分に議論されずに結論だけ出すことを懸念している。もっと話し合うべきことが沢山あると思う。

A 委員：例えば、どういうことを話し合うべきだと考えているのか。

E 委員：公定価格に関しても何も話していない。保育料も決まったのか。そのために私たちはみなし保育に移らないといけないし、公私の格差を無くさないといけない。その材料となるものが会議から全然出てこない。そこを議論しないと議会に持っていっても分からないはずである。議論しないことには、教育委員会から父母の確認書を願うように言われてもどうしたら良いか分からない。提示して頂かないと判断できない。保護者に対しては文科省からの資料通りに説明はしているが、市から金額等の提示がないと私たちは何も動けない。

事務局：計画策定については量の見込みに重きをしてしまい、重点的な施策についての議論が足りなかったと反省している。担当者レベルで事業所に対しての説明が必要だったと思う。

E 委員：保育料はまだ決まらないのか。

K 委員：公立幼稚園は12月の条例で決まっている。今の案としては、公立保育所は所得に応じた8段階で前年並みの金額に据え置きとなっている。公立幼稚園については12月の議会で5段階で可決している。

C 委員：多分、他府県の市町村レベルの会議でも議題とする必要性は無いが、報告はあるべきだと思う。遅くなっても構わないので、この場でも決まっている情報を出していくべきであった。国での作業が遅いというのは分かっているので、決まった時点での近々の会議で資料の提供は必要だと思う。

A 委員：意見のあった公定価格や保育料等の情報については、市からの情報提供をお願いしたい。

J 委員：今回の公立幼稚園の保育料に関しては、この場で説明すべきだとは思っていなかったもので、そういう面では大変申し訳ありませんでした。また、12月の議会で条例が通った後、教育委員会で規則や細かい金額等を決定して1月22日に議案を出している。次の会議に資料を提出していきたい。

E 委員：もう一点、公私の格差を無くしていくという資料も出して頂きたい。

A 委員：では、その他の今後のスケジュール等について事務局よりお願いしたい。

事務局：前回の議事概要についての指摘があれば連絡をお願いしたい。今後のスケジュールについては、パブリックコメントを挟みつつ最終的に審議をする場を設けるか意見を伺いたい。施策内容等が精査できれば、3月4日に会長から市長へ答申するという流れになる。

A 委員：本日も意見が出たが、あと1回会議を開催するか。

事務局：資料提供についても意見や報告事項もあるので、パブリックコメント期間内での日程

調整として、2月27日（金）ではいかがか。

A 委員：2月27日の午前中しか空いていないので、この日程でよろしいか。答申については会長・副会長に一任で3月4日の予定としたい。

E 委員：パブリックコメントで意見が上がっていると思うが、傾向としてはいかがか。このパブリックコメントを大事にしたいので、出来れば途中集計した上での事前配布をお願いしたい。

事務局：27日締切であるが、25日か26日時点でのコメント内容を配布したい。これは意見のみで良いか。

A 委員：意見のみで良いと思う。その場で事務局としての回答をもらうということで良いだろう。

事務局：では次回は2月27日午前中として、資料等も出来るだけ用意して提示したいと思う。これで第6回宜野湾市子ども・子育て会議を終了する。お疲れ様でした。

以上